2016（平成 28）年度

日 本 医 学 会 年 次 報 告

2017 年 2 月 17 日

日　本　医　学　会

目　　次

1．日本医学会総会…… 1
　1）「第 30 回日本医学会総会 2019 中部」の準備 …… 1
2．日本医学会幹事会…… 3
3．日本医学会定例評議員会…… 4
4．日本医学会シンポジウム…… 4
　1）日本医学会シンポジウム…… 4
　2）日本医学会シンポジウム企画委員会…… 5
　3）日本医学会シンポジウム記録（DVD）…… 5
　4）日本医学会シンポジウムの要旨…… 5
5．日本医学会公開フォーラム…… 6
　1）日本医学会公開フォーラム…… 6
　2）日本医学会公開フォーラム企画委員会…… 6
　3）日本医学会公開フォーラム記録（DVD）…… 7
6．日本医学会医学用語管理委員会…… 7
7．日本医学会分科会用語委員会…… 7
8．日本医師会医学賞・医学研究奨励賞選考委員会…… 8
9．日本医学会加盟検討委員会…… 10
10. 日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会…… 10
11.「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」施設認定・登録部会 …… 11
12. 日本医学会利益相反委員会…… 11
13. 日本医学雑誌編集者組織委員会…… 12
14. 日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）…… 13
15. 研究倫理教育研修会…… 13
16. 移植関係学会合同委員会…… 14
17. 日本医学会だより…… 15
18. 情報発信…… 15
19. 会議等の開催数…… 16
20. その他…… 17

綴じ込み
日本医学会だより　No.55 …… 18
日本医学会だより　No.56 …… 20
「高難度新規医療技術の導入に当たっての医療安全に関する基本的な考え方」
について…… 22
「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」についての共同声明 …… 23
医学研究等における倫理指針の見直しについて…… 25
2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて
屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書…… 27
中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会（中央協議会）の設置について…… 35

1．日本医学会総会

1）「第 30 回日本医学会総会 2019 中部」の準備

メインテーマを「医学と医療の深化と広がり～健康長寿社会の実現をめざして～」とし，準備委員会のもと，各委員会を招集し，討議を重ね，2016 年 12 月現在，下記の諸点を決定した.

①総務委員会・財務委員会

委員会を単独または合同で開催し，登録料金，産業医セッション参加料金のほか，募金活動の進め方，ホームページ設置などについて検討した.

②プログラム委員会

委員会のほか，副委員長会議やコア会議も開催し，4 つの柱「医学と医療の新展開」「社会とともに生きる医療」「医療人の教育と生き方」「グローバル化する日本の医療」に沿った 20 超のテーマを選定し，それぞれのテーマに合わせた計 80 超のセッションについて検討した.

日本医学会奨励賞を新たに設定し，総会で発表・表彰を行う．また，オートファジーなどの基礎研究や新規薬剤などを中心にしたレクチャー形式の入門コースを設置する．セッションのうちいくつかについては，市民公開，産業医・健康スポーツ医・専門医共通講習，看護師・薬剤師などコメディカル向け，学生向けなどを企画する.

さらに日本医師会と連携して産業医の研修単位取得セッションの設置について準備を開始した.

③展示委員会

委員会，コア会議を開催し，医学史展，市民展示，学術展示について検討を開始した．医学史展のメイン会場を名古屋大学博物館に決定し，展示内容や展示方法について検討した．また，市民展示の会場はポートメッセなごやに，学術展示の会場は名古屋国際会議場とポートメッセなごやにそれぞれ決定し，市民展示の名称を「みて・ふれて・まなぶ　医のテーマパーク」とした．なお，協賛募集については，過去の情報を基に検討している.

④式典委員会

開・閉会式の内容について検討した.

⑤広報委員会

本総会のシンボルマークを公募し，選定した．また総会ポスターの制作を開始した.

⑥記録委員会

岩波新書の発刊について検討した.

⑦登録委員会

総務委員会と合同で，分科会から授与される単位数について討議した.

⑧会期

学術講演：2019（平成 31）年 4 月 27 日（土）～ 4 月 29 日（月・祝）

学術展示：2019（平成 31）年 4 月 26 日（金）～ 4 月 29 日（月・祝）

市民展示：2019（平成 31）年 3 月 30 日（土）～ 4 月 7 日（日）

医学史展：2019（平成 31）年 3 月 2 日（土）～ 4 月 28 日（日）

⑨会場

学術講演：名古屋国際会議場・名古屋学院大学校舎

学術展示：名古屋国際会議場・ポートメッセなごや

市民展示：ポートメッセなごや

医学史展：名古屋大学博物館

⑩役員

会　　頭	齋藤　英彦	名古屋大学名誉教授
副 会 頭	松尾　清一	名古屋大学総長
副 会 頭	柵木　充明	愛知県医師会長
副 会 頭	郡　健二郎	名古屋市立大学長
副 会 頭	森脇　久隆	岐阜大学長
副 会 頭	駒田　美弘	三重大学長
副 会 頭	今野　弘之	浜松医科大学長
副 会 頭	星長　清隆	藤田保健衛生大学長

副　会　頭　　佐藤　啓二　　愛知医科大学長

準備委員長　　髙橋　雅英　　名古屋大学教授・医学系研究科長

総務委員長　　長谷川 好規　　名古屋大学教授

ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ委員長　　門松　健治　　名古屋大学教授

展示委員長　　若林　俊彦　　名古屋大学教授

財務委員長　　石黒　直樹　　名古屋大学教授・病院長

広報委員長　　浅井　清文　　名古屋市立大学教授・医学研究科長

登録委員長　　湯澤 由紀夫　　藤田保健衛生大学教授・病院長

記録委員長　　大野　欽司　　名古屋大学教授

式典委員長　　佐藤　啓二　　愛知医科大学長

幹　事　長　　村田　　誠　　名古屋大学准教授

⑪事務局

第 30 回日本医学会総会 2019 中部　事務局

〒 466-8550　名古屋市昭和区鶴舞町 65　名古屋大学医系研究棟 3 号館内

Tel：052-744-2515（直通）

E-mail：isoukai-jim@med.nagoya-u.ac.jp

事務局長　青山　正晴

2．日本医学会幹事会

第 13 回日本医学会幹事会を，平成 29 年 2 月 17 日（金）に開催．主な議題は，「平成 28 年度日本医学会年次報告」，「平成 29 年度日本医学会事業計画」，「日本医学会新規加盟学会」等である．

3．日本医学会定例評議員会

第 84 回日本医学会定例評議員会を，平成 29 年 2 月 17 日（金）に開催．主な議題は，「平成 28 年度日本医学会年次報告」，「平成 29 年度日本医学会事業計画」，「日本医学会新規加盟学会」等である．

4．日本医学会シンポジウム

1）日本医学会シンポジウム

次のとおり 2 回開催した．

・第 149 回日本医学会シンポジウム

テ ー マ：医学用語を考える－医療者・市民双方の視点から－

開 催 日：平成 28 年 6 月 16 日（木）

開催場所：日本医師会館大講堂

組織委員：脊山　洋右（医学中央雑誌刊行会理事長／日本医学会医学用語管理委員会委員長）

森内　浩幸（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科　小児科学教授／日本医学会医学用語管理委員会委員）

田中　牧郎（明治大学国際日本学部教授／日本医学会医学用語管理委員会委員）

参加者数：305 名

・第 150 回日本医学会シンポジウム

テ ー マ：肥満症

開 催 日：平成 28 年 12 月 15 日（木）

開催場所：日本医師会館大講堂

組織委員：春日　雅人（国立国際医療研究センター理事長・総長）

門脇　　孝（東京大学大学院医学系研究科教授　糖尿病･代謝内科学）

参加者数：186 名

2）日本医学会シンポジウム企画委員会

委員は間野博行（東京大学大学院医学系研究科教授・細胞情報学），坂元亨宇（慶應義塾大学教授・病理学），小室一成（東京大学医学部教授・循環器内科），吉野一郎（千葉大学大学院医学研究院教授　呼吸器病態外科学），武林　亨（慶應義塾大学医学部教授・衛生学・公衆衛生学）の 5 名で構成されており，シンポジウムの基本方針，テーマおよび組織委員について企画構成を行っている．今年度は次のとおり開催した．

・第 25 回日本医学会シンポジウム企画委員会（平成 28 年 5 月 13 日）

第 150 回シンポジウムのテーマを決定した．

テーマ：肥満症

・第 26 回日本医学会シンポジウム企画委員会（平成 28 年 11 月 11 日）

第 151 回シンポジウムのテーマを決定した．

テーマ「医療における“賢明な選択（Choosing Wisely）”を目指して」

3）日本医学会シンポジウム記録（DVD）

「第 149 回日本医学会シンポジウム」，「第 150 回日本医学会シンポジウム」の全容を，DVD に制作し，関係各位に謹呈した．

また，DVD の内容は，日本医学会ホームページの「Online ライブラリー」の項で映像配信した（URL：http://jams.med.or.jp/）．

4）日本医学会シンポジウムの要旨

要旨は，日本医師会雑誌に次のとおり掲載した．第 149 回日本医学会シンポジウム「医学用語を考える－医療者・市民双方の視点から－」：第 145 巻第 7 号（平成 27 年 10 月号），第 150 回シンポジウム「肥満症」：第 145 巻第 12 号（平成 29 年 3 月号予定）．

5．日本医学会公開フォーラム

1）日本医学会公開フォーラム

次のとおり 2 回開催した.

・第 20 回日本医学会公開フォーラム

テ　ー　マ：肝炎

開　催　日：平成 28 年 6 月 18 日（土）

開 催 場 所：日本医師会館大講堂

組織委員長：小池　和彦（東京大学大学院医学系研究科消化器内科学教授）

参 加 者 数：184 名

・第 21 回日本医学会公開フォーラム

テ　ー　マ：乳がん－最新情報を知ろう－

開　催　日：平成 28 年 12 月 24 日（土）

開 催 場 所：日本医師会館大講堂

組織委員長：中村　清吾（昭和大学医学部乳腺外科教授）

参 加 者 数：297 名

2）日本医学会公開フォーラム企画委員会

日本医学会公開フォーラム企画委員会（委員：跡見　裕，池田康夫，南　砂，小森　貴）は，日本医学会公開フォーラムの基本方針，テーマおよび組織委員について，企画構成を行う．今年度は，次のとおり 2 回開催した.

・第 22 回日本医学会公開フォーラム企画委員会（平成 28 年 5 月 13 日）

企画委員会で第 21 回日本医学会公開フォーラムを下記のとおり決定した.

テ　ー　マ：乳がん－最新情報を知ろう－

総 合 司 会：中村　清吾（昭和大学医学部乳腺外科教授）

・第 23 回日本医学会公開フォーラム企画委員会（平成 28 年 11 月 11 日）

企画委員会で第 22 回日本医学会公開フォーラムを下記のとおり決定した.

テ　ー　マ：生活習慣とがん－がんを予防し健康寿命を延ばそう－

組織委員長：津金昌一郎（国立がん研究センター社会と健康研究センター長）

3）日本医学会公開フォーラム記録（DVD）

「第 19 回日本医学会公開フォーラム：胃がん－ここまで進んだ診断と治療－」,「第 20 回日本医学会公開フォーラム：肝炎」のフォーラムの全容を，DVD に制作し，関係各位に謹呈した.

また，DVD の内容は，日本医学会ホームページの「Online ライブラリー」の項で映像配信した（URL：http://jams.med.or.jp/）.

6．日本医学会医学用語管理委員会

日本医学会医学用語管理委員会は，委員長：脊山洋右（医学中央雑誌刊行会理事長），副委員長：大江和彦（東京大学大学院教授），委員：小野木雄三（国際医療福祉大学三田病院教授），河原和夫（東京医科歯科大学大学院教授），坂井建雄（順天堂大学大学院教授），清水英佑（中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長），田中牧郎（明治大学国際日本学部教授），辻　省次（東京大学大学院教授），森内浩幸（長崎大学大学院教授），山口俊晴（癌研有明病院病院長）の 10 名により構成されている.

本年度は以下のように 3 回開催した．第 15 回医学用語管理委員会（平成 28 年 9 月 29 日開催），第 16 回医学用語管理委員会（平成 28 年 12 月 5 日開催），第 17 回医学用語管理委員会（平成 29 年 3 月 29 日開催開催予定）.

7．日本医学会分科会用語委員会

平成 28 年度日本医学会分科会用語委員会を平成 28 年 12 月 5 日に開催した．主な議題は，1. 疾病，傷害及び死因分類の改正と WHO における国際統計分類の検討状況，2. 第 149 回日本医学会シンポジウム「医学用語を考える－医療者・市民双方の視点

から－」開催報告，3. 外保連（外科系学会社会保険委員会連合）の手術術式名について，4. 日本眼科学会　眼科用語集（第6版）の改訂をめぐる問題，5. 日本医学会医学用語辞典 Web 版の凡例について，6. 日本小児科学会より「奇形」を含む医学用語の置き換えの提案，7. 指定難病名を含む行政用語について，8. 質疑応答である．

8．日本医師会医学賞・医学研究奨励賞選考委員会

医学賞・医学研究奨励賞の選考作業は，日本医学会が日本医師会より委任されているもので，本年度は平成 28 年 9 月 2 日（金）に開催された．

委員に加え，本年度は，特例委員として，苅尾七臣（自治医科大学主任教授），小田原雅人（東京医科大学主任教授），辻　省次（東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻長），齊藤延人（東京大学医学部教授），高橋　浩（日本医科大学大学院教授），の 5 氏が加わった．

結果は，次のとおり医学賞 3 名，医学研究奨励賞 15 名が選考され，11 月 1 日の日本医師会設立記念医学大会において表彰された．なお，医学賞受賞者の論文を日本医師会雑誌（第 145 巻第 9 号）に掲載した．

［平成 28 年度日本医師会医学賞］

・2 光子イメージングと光操作法による大脳シナプスの研究

　　河西　春郎／東大疾患生命工学センター

・日本における循環器疾患治療のエビデンス

　　小川　久雄／国立循環器病研究センター

・重症心不全に対する世界初の心筋再生医療製品「ハートシート」の開発

　　澤　　芳樹／阪大・心臓血管外科学

［平成 28 年度日本医師会医学研究奨励賞］

・遺伝統計学による新しい疾患ゲノム創薬の枠組みの構築

岡田　随象／阪大・遺伝統計学

・交感神経による適応免疫応答の概日リズム形成機構

鈴木　一博／阪大免疫学フロンティア研究センター

・大腸がん幹細胞の機能的な同定と新しい治療法開発

佐藤　俊朗／慶大・消化器内科学

・メタボリックシンドロームの病態形成における臓器間神経ネットワークの意義の解明と治療応用法の開発

宇野　健司／東北大・糖尿病代謝内科学

・HMG-CoA 還元酵素阻害薬による移植心の冠動脈内膜肥厚抑制効果の解析

内山　雅照／帝京大・循環器外科学

・電算化データを用いた認知症・生活習慣病判定のアルゴリズム開発とダイナミックコホート研究への応用

山岸　良匡／筑波大・公衆衛生学・生活習慣病予防・疫学

・血管内皮の恒常性維持機構破綻がもたらす臓器線維化機構の解明

金﨑　啓造／金沢医大・糖尿病内分泌内科学

・蛋白凝集に焦点を当てたアルツハイマー病の病態解明と予防・治療薬開発

小野賢二郎／昭和大・神経内科学

・CDC42 変異により発症する新規疾患 Takenouchi-Kosaki 症候群の病態解明

武内　俊樹／慶大・小児科学

・胃癌腹膜播種に対する特異的分子標的治療薬及びコンパニオン診断法の開発

神田　光郎／名大・消化器外科学

・難治性四肢潰瘍患者を対象とした新世代型血管・組織再生治療の開発

田中　里佳／順天堂大・形成外科学

・婦人科がんにおけるがん免疫逃避機構の解明と新規治療法の開発

濵西　潤三／京大・産婦人科学

・副腎性クッシング症候群における新規腫瘍マーカーの臨床応用

前川　滋克／東大・泌尿器科学

・精子幹細胞の分化メカニズムの解明と男性不妊症治療への臨床応用

水野健太郎／名市大・腎・泌尿器科学

・緑内障眼の房水に含まれるサイトカイン可溶性受容体が緑内障病態および緑内障手術成績に与える影響の検討

井上　俊洋／熊本大・眼科学

9．日本医学会加盟検討委員会

日本医学会加盟検討委員会は，13 名の委員により構成.

平成 28 年度第 1 回日本医学会加盟検討委員会は平成 28 年 11 月 22 日に開催した. 今年度の加盟申請の 27 学会についての審査を慎重に行い，その結果を日本医学会協議会に提出した．因みにこの審査は, 日本医学会加盟検討委員会報告（平成 23 年 7 月）に示された新たな審査基準に基づいて行われている.

10．日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会

平成 23 年度に発足した委員会で，日本医学会として遺伝情報の取り扱い，検査の質保証，提供体制などに取り組むことを目的としている．委員長：福嶋義光（信州大学医学部遺伝医学・予防医学教授），委員：鎌谷直之（株式会社スタージェン情報解析研究所長），高田史男（北里大学大学院医療系研究科臨床遺伝医学教授），中村清吾（昭和大学医学部乳腺外科教授／大学病院ブレストセンター診療科長），宮地勇人（東海大学医学部基盤診療医学系臨床検査学教授），五十嵐　隆（国際成育医療研究センター理事長・総長），小西郁生（京都大学大学院産婦人科学教授）の 7 名で構成されている.

第 13 回委員会を，平成 28 年 5 月 25 日に開催，第 14 回委員会を 10 月 27 日に開催した．第 14 回委員会は施設認定・登録を受けていない医療機関で関係 5 団体の指針を無視した出生前遺伝学的検査が行われているという報道を受けて急遽開催されたもので，委員会終了後の 11 月 2 日，日本医師会，日本医学会，日本産科婦人科学会，日本産婦人科医会，日本人類遺伝学会の 5 団体で共同記者会見を開催し，声明を発表した．

11.「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」施設認定・登録部会

「遺伝子・健康・社会」検討委員会の部会として平成 25 年 3 月に発足し，主に施設の認定，登録を行っている．久具宏司（委員長：東京都立墨東病院産婦人科部長），澤　倫太郎（日本医科大学女性生殖発達病態学講師），榊原秀也（横浜市立大学附属市民総合医療センター婦人科部長・准教授），川目　裕（東北メディカル・メガバンク機構教授），高田史男（北里大学大学院医療系研究科臨床遺伝医学教授），丸山英二（神戸大学大学院法学研究科教授）の 6 名により構成されている．

12. 日本医学会利益相反委員会

平成 22 年度に発足した「日本医学会臨床部会利益相反委員会」を，平成 24 年度に「日本医学会利益相反委員会」に改称した．委員長：曽根三郎（徳島大学名誉教授／徳島市病院事業管理者），委員：土岐祐一郎（大阪大学大学院医学系研究科消化器外科学教授），萩原誠久（東京女子医科大学大学院医学研究科主任教授），朴　成和（国立がん研究センター中央病院消化管内科長），前川　平（京都大学医学部附属病院輸血細胞治療部教授），小笠原彩子（南北法律事務所弁護士），加藤益弘（東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ（TR 機構）特任教授）の 7 名で構成．

本委員会と日本医学会連合研究倫理委員会と日本医学雑誌編集者組織委員会との第

2回3委員会合同委員会を，平成28年5月16日に開催した．主な議題は，⑴各委員長からの挨拶と取り組み状況，⑵診療ガイドライン策定にかかるCOI管理，⑶第2回研究倫理教育研修会について等であり，その後，第2回研究倫理教育研修会を開催した．

第14回委員会は，平成28年10月25日に開催した．主な議題は，⑴「日本医学会COI管理ガイドライン」の改定版，⑵「日本医学会　COI管理ガイドライン」へのQ&A，⑶分科会を対象とした①日本医学会　COI管理ガイドラインと②日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンスに対するコメントを求めること，⑷日本医学会連合研究倫理委員会，日本医学雑誌編集者組織委員会との連携活動，⑸日本医学雑誌編集者組織委員会活動報告，等について意見交換を行った．

13. 日本医学雑誌編集者組織委員会

日本医学雑誌編集者組織委員会は，平成20年に発足した．委員構成は，委員長：北村　聖（国際医療福祉大学大学院教授），委員：木内貴弘（東京大学医学部附属病院大学病院医療情報ネットワーク研究センター教授），北川正路（東京慈恵会医科大学学術情報センター課長補佐），津谷喜一郎（東京有明医療大学保健医療学部特任教授），中山健夫（京都大学大学院医学研究科健康情報学教授），根岸正光（国立情報学研究所名誉教授），三沢一成（特定非営利活動法人　医学中央雑誌刊行会専務理事），湯浅保仁（東京医科歯科大学名誉教授），吉岡俊正（東京女子医科大学理事長・学長）の9名である．

本委員会と日本医学会連合研究倫理委員会と日本医学会利益相反委員会との第2回3委員会合同委員会を，平成28年5月16日に開催した．主な議題は，⑴各委員長からの挨拶と取り組み状況，⑵診療ガイドライン策定にかかるCOI管理，⑶第2回研究倫理教育研修会について等であり，その後，第2回研究倫理教育研修会を開催した．

第18回日本医学雑誌編集者組織委員会を，平成28年8月31日に開催した．⑴一般社団法人学術著作権協会の活動，⑵第8回日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）総会・第8回シンポジウム，⑶アジア太平洋地域医学雑誌編集者会議APAME2016（バンコ

ク）報告，⑷医学雑誌編集ガイドライン，⑸日本医学会利益相反委員会活動報告，等について意見交換を行った．

14. 日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）

第 8 回日本医学雑誌編集者会議は，平成 29 年 3 月 29 日に，総会に引き続き，シンポジウムを，北村　聖（日本医学雑誌編集者組織委員会委員長／国際医療福祉大学大学院教授），湯浅保仁（日本医学雑誌編集者組織委員会委員／東京医科歯科大学名誉教授）の司会の下，下記のプログラムにより開催予定である．

・学術雑誌と著作権／小林　左和（文化庁長官官房著作権課著作権調査官・弁護士）
・一般社団法人学術著作権協会の活動について／野間　豊（一般社団法人学術著作権協会代表理事・CEO）
・学術情報オープン化と論文のエビデンスとしての研究データの公開と ORCID（研究者 ID）について／余頃祐介（科学技術振興機構（JST）知識基盤情報部研究成果情報グループ主査）
・臨床研究と疫学研究のための国際ルールの動向－ ICMJE Recommendations, WAME principles, EQUATOR network を中心に／中山健夫（京都大学大学院医学研究科健康情報学教授）
・指定発言：生命科学研究における画像不正の検出システムと教育／島原　佑基（エルピクセル株式会社代表取締役）

15. 研究倫理教育研修会

日本医学会分科会全体で，研究倫理のあり方，研究倫理問題の予防と発生時の対応について情報を共有し，各分科会会員の教育啓発に活かすことを目的として，日本医学会連合研究倫理委員会，日本医学雑誌編集者組織委員会，日本医学会利益相反委員

会合同で，第 2 回研究倫理教育研修会を，「医学研究の適正化と倫理」をテーマとして，平成 28 年 5 月 16 日に開催した．詳細は，日本医学会ホームページに掲載したので，参照いただきたい．

シンポジウムは，市川家國（日本医学会連合研究倫理委員会委員長），北村　聖（日本医学雑誌編集者組織委員会委員長），曽根三郎（日本医学会利益相反委員会委員長）の座長の下，下記のプログラムで開催された．

- 医学雑誌編集ガイドライン／北川正路（東京慈恵会医科大学学術情報センター課長補佐）
- オーサーシップの問題点／北村　聖（東京大学大学院医学系研究科附属医学教育国際研究センター教授）
- 診療ガイドラインの質と信頼性確保に向けた取り組み／山口直人（東京女子医科大学衛生学公衆衛生学第二講座主任教授）
- 産学連携の健全化と利益相反管理／曽根三郎（徳島大学名誉教授／徳島市病院事業管理者）
- 今日のゲノム医学・医療の倫理的課題／福嶋義光（信州大学医学部遺伝医学・予防医学講座教授）
- 研究倫理に関する医学系と他領域との全国的連携構想／市川家國（信州大学特任教授）

16. 移植関係学会合同委員会

平成 4 年 4 月に発足した移植関係学会合同委員会は厚労省，日本医師会，関係学会で構成されており，世話人を日本医学会長が務めている．本年度は 2 回開催し，いずれも審査の迅速化を図るため持ち回りで開催した．

第 34 回委員会では肝臓移植実施施設（福島県立医科大学附属病院），膵臓移植実施施設（長崎大学附属病院），第 35 回委員会では成人（11 歳以上）心臓移植実施施設（名古屋大学附属病院）をそれぞれ新規に認定し，関係諸機関に報告した．

17. 日本医学会だより

平成元（1989）年度より発行している日本医学会だより（JAMS News）は，本年度，5 月に No.55 を，10 月に No.56 を発行した（綴じ込みの「日本医学会だより」を参照）．

18. 情報発信

平成 12 年 10 月に日本医学会のホームページを開設した．日本医学会分科会の協力を得て，本会のホームページ（URL：http://jams.med.or.jp/）と分科会ホームページをリンクしている．

10 月 15 日，日本医師会館小講堂にて，「高難度新規医療技術の導入に当たっての医療安全に関する基本的な考え方」についての説明会を行い，11 月 10 日（12 月 1 日更新）に公表した（詳細は綴じ込みならびに URL：http://jams.med.or.jp/news/043.html を参照）．

11 月 2 日，日本医師会定例記者会見にて，日本医学会はじめ関係 5 団体が合同会見を行い，妊婦の血液で胎児の染色体異常を調べる新出生前診断を，日本産科婦人科学会（日産婦）の指針に反して無認定で実施している医療機関があるとして，無認定での検査の中止を求める「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」についての共同声明を発表（綴じ込み参照）．

11 月 30 日，日本医師会定例記者会見にて，日本医師会と合同会見を行い，医学研究等における倫理指針の見直しについて，共同見解を公表（綴じ込み参照）．

12 月 7 日，厚生労働省記者クラブにて，「2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書」等について，日本医学会はじめ 5 団体が記者会見（綴じ込み参照）．

12 月 28 日，日本医師会定例記者会見にて，日本医師会と合同会見を行い，中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会（中央協議会）の設置について説明を行った（綴じ込み参照）．

19. 会議等の開催数

日本医学会協議会（会長，副会長）	11 回
日本医学会幹事会	1 回
日本医学会役員会・幹事会打ち合わせ会	1 回
日本医学会評議員会	1 回
日本医学会シンポジウム	2 回
日本医学会シンポジウム打ち合わせ会	2 回
日本医学会公開フォーラム	2 回
日本医学会公開フォーラム打ち合わせ会	2 回
日本医学会シンポジウム企画委員会	2 回
日本医学会シンポジウム組織委員会（メール開催）	2 回
日本医学会公開フォーラム企画委員会	2 回
日本医学会公開フォーラム組織委員会（メール開催）	2 回
日本医学会医学用語管理委員会	3 回
日本医学会分科会用語委員会	1 回
医学用語打ち合わせ会	2 回
日本医師会医学賞・医学研究奨励賞選考委員会	1 回
日本医学会加盟検討委員会	1 回
日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会	1 回
「母体血を用いた出生前遺伝子検査」の施設認定・登録部会	5 回
日本医学会利益相反委員会	1 回
日本医学会分科会利益相反会議	0 回
日本医学雑誌編集者組織委員会	1 回
日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）	1 回
3 委員会合同委員会	1 回
3 委員会委員長打合会	1 回
研究倫理教育研修会	1 回

移植関係学会合同委員会　2回

「高難度新規医療技術の導入に当たっての
医療安全に関する基本的な考え方」についての説明会　1回

記者会見　5回

20. その他

1）「日本医学会分科会一覧」を平成28年8月に作成，関係各方面に配付した.

2）「平成29年日本医学会分科会総会一覧」を平成28年12月に関係各方面に配付した.

3）「日本医師会年次報告書－平成28年度－」および「日本医師会会務報告」に，日本医学会関係の記事を掲載する予定.

日本医学会だより

JAMS News

2016年5月　No. 55
日本医学会

◆日本医学会協議会

日本医学会会長・副会長と日本医師会（日本医学会担当）役員で毎月開催している会議である．

◆第83回日本医学会定例評議員会

平成28年2月17日に開催した．平成27年度年次報告，平成28年度事業計画の報告のほか，第29回日本医学会総会2015関西の終了報告，第30回日本医学会総会2019中部の開催準備状況の報告があった．第30回総会の会期は，変更となり，2019年（平成31年）4月27日（土）～29日（月・祝日）となった．これは，3連休を含むほうがより多くの方が参加しやすいのではないかとの意見が総会役員会にて出されたことによる．

平成27年度新規加盟学会は，日本認知症学会，日本集団災害医学会，日本小児血液・がん学会の3学会が承認され，126学会となった．

◆日本医学会加盟検討委員会

平成27年度第1回日本医学会加盟検討委員会を，平成27年11月13日に開催した．加盟申請の28学会についての審査を慎重に行い，その結果を平成28年1月13日の日本医学会協議会で高久会長に報告した．

◆日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会

第12回委員会を平成28年3月31日に開催した．ゲノム医療医実用化推進タスクフォースの進捗状況について，出生前診断における遺伝カウンセリング及び支援体制について等を議論した．

◆日本医学会利益相反委員会

第13回日本医学会利益相反委員会を，平成28年3月28日に開催した．①第2回研究倫理教育研修会（3委員会合同）開催，②日本医学雑誌編集者組織委員会活動報告，③診療ガイドライン策定にかかるCOI管理，④診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス案等について意見交換を行った．

◆日本医学会医学用語管理委員会

平成27年12月1日に平成27年度日本医学会分科会用語委員会を開催した．主な議題は，1．分科会における医学用語集の作成あるいは改定に際しての提言，2．日本医学会医学用語辞典　用語比較の書式＆更新内容，3．指定難病名に対する日本医学会医学用語管理委員会の対応，4．医療現場で繁用される用語に関する問題提起，5．標準病名マスターとその周辺の話題等である．

◆第20回日本医学会公開フォーラム

「肝炎」をテーマに，平成28年6月18日（土）13：00～16：00，日本医師会館大講堂において開催する（組織委員長：小池和彦・東京大学大学院医学系研究科消化器内科学教授）．市民を対象とした公開フォーラムであり，参加希望者は，郵便はがき，FAX，本会ホームページ

（http://jams.med.or.jp/）のいずれかの方法で申し込まれたい．参加費無料．プログラムは，下記のとおり．終了後，ホームページにて映像配信する．

1．序論：肝炎の疫学/小池和彦（東京大学大学院医学系研究科教授・消化器内科学），2．B型肝炎の最新治療/四柳　宏（東京大学大学院医学系研究科准教授・生体防御感染症学），3．C型肝炎の最新治療/竹原徹郎（大阪大学大学院医学系研究科教授・消化器内科学），4．今，注目の脂肪肝・NASHとは？/渡辺純夫（順天堂大学大学院医学研究科主任教授・消化器内科学），5．肝がんの最近の動向/黒崎雅之（武蔵野赤十字病院消化器科部長）

◇第 149 回日本医学会シンポジウム

今回は一般公開シンポジウムとし.「医学用語を考える―医療者・市民双方の視点から―」をテーマに，平成 28 年 6 月 16 日（木）13：00～17：00，日本医師会館大講堂で開催予定．組織委員：脊山洋右，森内浩幸，田中牧郎．参加費無料．終了後，ホームページにて映像配信する．

申し込み・詳細は日本医学会 HP ご参照．

◇医学賞・医学研究奨励賞

平成 28 年度日本医師会医学賞・医学研究奨励賞（旧医学研究助成費）の推薦依頼を日本医師会雑誌の 5 月号に公示．要項は本会に問い合わせいただきたい．受付期間は，5 月 15 日（日）～7 月 4 日（月）．推薦書は，公示日より日本医師会ホームページ（http://www.med.or.jp/）からダウンロードできる．

◇日本医学会への加盟申請

平成 28 年度の日本医学会への新規加盟申請は，5 月 15 日（日）に公示（日本医師会雑誌等）し，7 月 31 日（日）に締め切る．申請書は，公示日より本会ホームページ（http://jams.med.or.jp/）からダウンロードできる．

◇移植関係学会合同委員会

平成 4 年 4 月に発足した本委員会は厚生労働省，日本医師会，関係学会で構成されており，世話人を日本医学会長が務めている．

第 33 回委員会は，持ち回り開催とし，施設認定を行った．

◇研究倫理教育研修会

日本医学会連合研究倫理委員会，日本医学雑誌編集者組織委員会，日本医学会利益相反委員会主催の第 2 回研究倫理教育研修会を，「医学研究の適正化と倫理」をテーマに，日本医学会分科会の倫理委員会，編集委員会，利益相反委員会の代表者またはそれに準ずる者（各分科会 3 名以内）を対象として，平成 28 年 5 月 16 日（月）13：00～16：00，日本医師会館大講堂において開催する．

当日は，「医学雑誌編集ガイドライン」（北川正路東京慈恵会医科大学学術情報センター課長補佐），「オーサーシップの問題点」（北村　聖東京大学大学院医学系研究科附属医学教育国際研究センター教授），「産学連携の健全化と利益相反管理」（曽根三郎徳島大学名誉教授/徳島市病院事業管理者），「診療ガイドラインの質と信頼性確保に向けた取り組み」（山口直人東京女子医科大学衛生学公衆衛生学第二講座主任教授），「今日のゲノム医学・医療の倫理的課題」（福嶋義光信州大学医学部遺伝医学・予防医学講座教授），「研究倫理に関する医学系と他領域との全国的連携構想」（市川家國信州大学特任教授）の講演がそれぞれ行われる予定．

日本医学会だより

JAMS News

2016 年 10 月　No. 56
日本医学会

◆日本医学会公開フォーラム

第 21 回日本医学会公開フォーラムは「乳がん―最新情報を知ろう―」をテーマに，12 月 24 日（土）13：00～16：00，日本医師会館大講堂において開催する．組織委員長は，中村清吾昭和大学医学部乳腺外科教授．参加申し込みは郵便はがき，FAX，本会 HP（http://jams.med.or.jp/）にて受付中．参加費無料．詳細は日本医学会ホームページに掲載．

◆日本医学会シンポジウム

第 150 回シンポジウムは「肥満症」をテーマに，12 月 15 日（木）13：00～17：00，日本医師会館大講堂において開催する．組織委員は，春日雅人，門脇　孝の各氏．参加申し込みは郵便はがき，FAX，本会 HP（http://jams.med.or.jp/）にて受付中．参加費無料．詳細は日本医学会ホームページに掲載．

◆医学賞・医学研究奨励賞の決定

選考委員会を 9 月 2 日（金）に開催し，平成 28 年度の日本医師会医学賞・医学研究奨励賞の授賞が決定した．

本選考は，日本医師会から日本医学会に委任されており，今年度の推薦数：医学賞 17，奨励賞 34 を審査した．

選考の結果，11 月 1 日（火）の日本医師会設立記念医学大会において，今年度の医学賞は 3 名，奨励賞は 15 名に授与される．

選考の結果は下記のとおり．

〈日本医師会医学賞〉

・2 光子イメージングと光操作法による大脳シナプスの研究/河西春郎（東大疾患生命工学センター）
・日本における循環器疾患治療のエビデンス/小川久雄（国立循環器病研究センター）
・重症心不全に対する世界初の心筋再生医療製品「ハートシート」の開発/澤　芳樹（阪大・心臓血管外科学）

〈日本医師会医学研究奨励賞〉

・遺伝統計学による新しい疾患ゲノム創薬の枠組みの構築/岡田随象（阪大・遺伝統計学）
・交感神経による適応免疫応答の概日リズム形成機構/鈴木一博（阪大免疫学フロンティア研究センター）
・大腸がん幹細胞の機能的な同定と新しい治療法開発/佐藤俊朗（慶大・消化器内科学）
・メタボリックシンドロームの病態形成における臓器間神経ネットワークの意義の解明と治療応用法の開発/宇野健司（東北大・糖尿病代謝内科学）
・HMG-CoA 還元酵素阻害薬による移植心の冠動脈内膜肥厚抑制効果の解析/内山雅照（帝京大・循環器外科学）
・電算化データを用いた認知症・生活習慣病判定のアルゴリズム開発とダイナミックコホート研究への応用/山岸良匡（筑波大・公衆衛生学・生活習慣病予防・疫学）
・血管内皮の恒常性維持機構破綻がもたらす臓器線維化機構の解明/金﨑啓造（金沢医大・糖尿病内分泌内科学）

・蛋白凝集に焦点を当てたアルツハイマー病の病態解明と予防・治療薬開発/小野賢二郎（昭和大・神経内科学）
・CDC42 変異により発症する新規疾患 Takenouchi-Kosaki 症候群の病態解明/武内俊樹（慶大・小児科学）
・胃癌腹膜播種に対する特異的分子標的治療薬及びコンパニオン診断法の開発/神田光郎（名大・消化器外科学）
・難治性四肢潰瘍患者を対象とした新世代型血管・組織再生治療の開発/田中里佳（順天堂大・形成外科学）
・婦人科がんにおけるがん免疫逃避機構の解明と新規治療法の開発/濵西潤三（京大・産婦人科学）
・副腎性クッシング症候群における新規腫瘍マーカーの臨床応用/前川滋克（東大・泌尿器科学）
・精子幹細胞の分化メカニズムの解明と男性不妊症治療への臨床応用/水野健太郎（名市大・腎・泌尿器科学）
・緑内障眼の房水に含まれるサイトカイン可溶性受容体が緑内障病態および緑内障手術成績に与える影響の検討/井上俊洋（熊本大・眼科学）

◇日本医学雑誌編集者組織委員会

第 18 回日本医学雑誌編集者組織委員会を 8 月 31 日（水）に開催した.

当日の議題は,（1）一般社団法人学術著作権協会の活動,（2）第 8 回日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）総会・第 8 回シンポジウム,（3）アジア太平洋地域医学雑誌編集者会議APAME2016（バンコク）報告,（4）医学雑誌編集ガイドライン,（5）日本医学会利益相反委員会活動報告，等である.

黒川　恵学術著作権協会事務局長並びに金山伴子学術著作権協会事務局総務担当より，一般社団法人学術著作権協会の詳細な活動報告が行われたほか，余頃祐介科学技術振興機構（JST）知識基盤情報部研究成果情報グループ主査より，JaLC における DOI 登録の概要とオープンサイエンスへの対応状況等についての説明がなされた.

また，平成 29 年に開催予定の第 8 回日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）総会・第 8 回シンポジウムのプログラム案についても，意見交換を行った.

その他，8 月 26 日（金）～8 月 28 日（日）に開催されたアジア太平洋地域医学雑誌編集者会議 APAME 2016（バンコク）の報告が行われた後，曽根三郎日本医学会利益相反委員会委員長より，日本医学会利益相反委員会活動報告として，「日本医学会 診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス」の作成と「日本医学会 医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン」の改定等について，進捗状況の説明がなされた.

◇移植関係学会合同委員会

第 34 回委員会は審査の迅速化をはかるため，委員会を開催せず持ち回り開催とした．審議事項は移植実施施設の認定で，以下の施設が新たに認定された.

肝臓移植実施施設：福島県立医科大学
膵臓移植実施施設：長崎大学大学院　移植・消化器外科

◇医学用語管理委員会

第 16 回委員会を 9 月 29 日（木）に開催した．主な議題は平成 28 年度日本医学会分科会用語委員会について等である．分科会用語委員会は 12 月 5 日（月）15：00～17：00，日本医師会館小講堂で開催することが決定した．ICD-11 について，厚生労働省 ICD 室の方から講演をいただくほか，5 演題を予定している.

平成 28 年 11 月 10 日（平成 28 年 12 月 1 日更新）

日本医学会長　髙久　史麿

「高難度新規医療技術の導入に当たっての医療安全に関する基本的な考え方」について

特定機能病院等の高度な医療を担う医療機関において高難度の医療技術を導入した後に医療安全に関する重大な事案が相次いで発生したことを受け、本年 6 月 10 日、厚生労働省によって医療法施行規則が改正され、高難度の医療技術を用いた医療を実施する際に当該医療の実施の適否について診療科の長以外の者が確認するプロセス等が特定機能病院の承認要件として義務付けられ、その他の病院においては努力義務とされたところです。

本件に関連して、厚生労働科学特別研究班「高難度新規医療技術の導入プロセスにかかる診療ガイドライン等の評価・向上に関する研究班」（研究代表者：國土典宏　東京大学教授）が設置されました。特別研究班より「高難度新規医療技術の導入に当たっての医療安全に関する基本的な考え方」という全医療分野に共通する基本的な考え方（資料 1）が作成され、このたび下記の基本領域の 18 学会にご意見を伺い、ご賛同頂いています。

＜ご賛同頂いた基本領域の学会＞

日本医学放射線学会、日本眼科学会、日本救急医学会、日本外科学会
日本形成外科学会、日本産婦人科学会、日本整形外科学会
日本精神神経科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本内科学会
日本脳神経外科学会、日本泌尿器科学会、日本皮膚科学会、日本病理学会
日本麻酔科学会、日本リハビリテーション学会、日本臨床検査医学会、
日本小児科学会

日本医学会では、この特別研究班の成果に基づいて、高難度新規医療技術の導入における医療安全に関する基本的な考え方を活用頂ければと考えております。ご高配いただきますようよろしくお願いいたします。

平成 28 年 11 月 2 日

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」についての共同声明

公益社団法人 日本医師会 会長　横倉義武
日本医学会 会長　髙久史麿
公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長　藤井知行
公益社団法人 日本産婦人科医会 会長　木下勝之
一般社団法人 日本人類遺伝学会 理事長　松原洋一（代）監事　福嶋義光

母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査（NIPT）について、日本産科婦人科学会では、1） 妊婦が十分な認識を持たずに検査が行われる可能性があること、 2)検査結果の意義について妊婦が誤解する可能性のあること、 3)胎児の疾患の発見を目的としたマススクリーニング検査として行われる可能性のあること、等から、十分な遺伝カウンセリングを実施することができると認定・登録された施設でのみ臨床研究として実施できることを骨子とした「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」[1] を策定し、2013年3月9日に公表しました。NIPTは産婦人科領域にとどまらないことから、同日（3月9日）、日本医師会、日本医学会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会および日本人類遺伝学会は、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」について、関係者は日本産科婦人科学会による同指針を遵守すべきであるという共同声明[2] を発表し、NIPTを実施する施設の認定・登録を日本医学会臨床部会運営委員会「遺伝子・健康・社会」検討委員会の下に設置する「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」施設認定・登録部会で行うこととしました。これを受け、厚生労働省も2013年3月12日の閣議後記者会見で田村憲久厚生労働大臣（当時）から趣旨説明と周知依頼が発せられ、また、2013年3月13日には同省の雇用均等･児童家庭局母子保健課から「『母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査』の指針等について（周知依頼）」(雇児母発0313第1号)[3] が全国の都道府県・政令指定都市・中核都市の母子保健主管部（局）長宛、および全国関係機関に宛て発出されています。平成28年10月12日現在、母体血を用いた出生前遺伝学的検査に関する臨床研究施設として認定された全国75施設においてNIPTが実施されています[4]。

しかしながら、この度、日本産科婦人科学会の指針、関連５団体の共同声明、および厚生労働省の通知を無視する形でNIPTを実施する医療機関・検査機関があるとの報道がなされました。日本医師会、日本医学会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会および日本人類遺伝学会は一致して、この事案は大変遺憾であり、かつ由々しき事態と捉えており、緊急に下記の表明を行います。

記

1. 「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」施設認定・登録部会での認定を受けずに当該検査を実施している医療機関や医療従事者、また受諾して検査を請け負っている検査機関や仲介業者等は、いずれも直ちに検査の受諾及び実施を中止すべきである。

2. 出生前診断の実施に際しては、十分な遺伝カウンセリングが行われることが必要であり、私たちは、わが国における遺伝カウンセリング体制のより一層の普及と充実、医療従事者への教育、および国民に対する啓発活動に尽力する所存である。

３. 今回の様な極めて遺憾な事態の出来を受け、これの沈静化を図り、また今後、類似の事案の再発を防ぐためにも、私たちは出生前に行われる遺伝学的検査等の医療技術の利用のあり方については、日本産科婦人科学会のみでの対応では限界がある点に鑑み、日本医学会に所属するす

べての学会は、それぞれの学会に所属する会員への監督を適正に行い、また日本医師会に所属するすべての会員は指針等を遵守するよう求める。

参照

1) 日本産科婦人科学会「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」
http://www.jsog.or.jp/news/pdf/guidelineForNIPT_20130309.pdf

2) 日本医師会、日本医学会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本人類遺伝学会日本産科婦人科学会「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査についての共同声明」
http://jams.med.or.jp/rinshobukai_ghs/statement.pdf

3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知 「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」の指針等について(周知依頼) (雇児母発0313第１号)
http://wwwhourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=260

4) 日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会　母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査「臨床研究施設」について
http://jams.med.or.jp/rinshobukai_ghs/facilities.html

平成 28 年 11 月 30 日

医学研究等における倫理指針の見直しについて

公益社団法人日本医師会　会長　横倉義武
日本医学会　会長　髙久史麿

医学研究等における個人情報の取扱い等にかかる倫理指針の見直しに関しましては、現在「医学研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議」において議論が行われているところであります。

近年、急速な情報通信技術の発展などによる、個人や事業者の活動のグローバル化に伴い、日常的に多くのデータが、国を跨って流通するようになりました。そこで、わが国の個人情報の保護のあり方を国際的な枠組みに対応させるべく、平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布されました。現在、平成 29 年の施行に向けて各分野で準備が行われており、正にわが国の個人情報保護は新たな時代に突入したと言えますが、今般の指針の見直しはこのようなことを背景に行われるものであります。

マイナンバー制度の議論が始まった当初、医療にマイナンバーを導入することについては、病歴など他人に知られたくない情報まで知られてしまうリスクを伴うことから、日本医師会は日本歯科医師会、日本薬剤師会と共に、三師会として強く反対いたしました。その後の議論の結果、国民が必要としたときに番号を変更できる権利等が担保された医療等分野専用の番号が導入されることとなりました。

このようなマイナンバーに関する議論のなかで、①極めて機微性の高い情報である医療(患者)情報については、要配慮個人情報として細心の注意を払って取扱うべき、②守秘義務が課せられない名簿業者などが情報漏えいした場合の直罰化を導入すべき、③個人情報保護法制のなか、個人情報の保護に関する独立した監督機関を設置し、管理監督を行うべき―という 3 点を早い時期から厚生労働省並びに内閣官房に対し申し入れておりました。当時の個人情報保護法のままでは、漏えいが発覚しても、刑法上の守秘義務のない IT 事業者等がたとえ故意に個人情報の入ったデータベースを漏えいしても直罰する規定はなく、多くの国民が安心して安全に医療にかかることができないだけでなく、医療に携わる全ての医療者も安心して医療を行うことができない状況になりつつあったことを危惧しておりました。

今般の医学研究及び医療に関する行政指針(倫理指針)に関しましては、医療・医学の世界から議論が百出いたしました。特に医学研究等における取扱いの不透明感が否めず、医学研究の現場から強い懸念が挙げられておりました。

医療界、特に日本医師会では、それら医療者・研究者の懸念に配慮することはもちろんですが、国民(患者)が安心して医療にかかることができ、かつ患者の個人情報が漏えいす

ることなく、医学研究に安全に利活用できるよう議論を重ねて参りました。すなわち、医療分野のIT化が進むなかで、合同会議の場では、医療・医学研究における患者の個人情報保護のあるべき姿について改めて検討を行って参りました。

その結果、今般の議論のなかでは、医療・医学の進歩に向けた学問分野での研究が滞ることなく、その研究成果が国民の健康及び福祉の発展に寄与することを改正個人情報保護法が妨げないという方向性が打ち出されました。このことは、極めて評価できるものであると考えております。

しかしながら、学問研究分野に関しましては、今般の個人情報保護法の改正の趣旨に基づき、「病歴」という究極のプライバシー情報を取り扱うことの責任の重さについて、研究者個々人が認識を新たにして研究を進めて行かなければならないと考えております。

個人情報保護法改正に伴う指針の見直しに関する議論に関しては、これで全てが解決するというものではなく、時代の進展に従って様々な対応が求められて参ります。医師の倫理に基づく学問研究の環境整備に対しては、国民(患者)に向けた更なる医療・医学の進歩に直結することから、今回のような議論は大変重要であり、今後も継続的に議論を行う場を設けていただくことを要望いたします。

我々、医療・医学に携わる者の代表である日本医師会、日本医学会は、これからも国民の個人情報を守る立場を堅持するとともに、日本の医学研究の発展を促していくことを肝に銘じて、対応していく所存であります。

以上

平成 28（2016）年12月 7日

内閣総理大臣　　安倍　晋三　様
厚生労働大臣　　塩崎　恭久　様
文部科学大臣　　松野　博一　様
オリンピック・パラリンピック担当大臣　丸川　珠代 様
東京都知事　　小池　百合子 様
北海道知事　　高橋　はるみ 様
宮城県知事　　村井　嘉浩　様
埼玉県知事　　上田　清司　様
千葉県知事　　森田　健作　様
神奈川県知事　　黒岩　祐治　様
静岡県知事　　川勝　平太　様

禁煙推進学術ネットワーク*　　理事長　藤原久義　印

公益社団法人 日本医師会　　会長　横倉義武　印

日本医学会　　会長　高久史麿　印

公益社団法人 日本歯科医師会　　会長　堀　憲郎　印

日本歯科医学会　　会長　住友雅人　印

＊
日本内科学会
日本産科婦人科学会
日本心臓病学会
日本血管外科学会
日本癌学会
日本人間ドック学会
日本疫学会
日本口腔外科学会
日本口腔インプラント学会
日本小児科学会
日本麻酔科学会
日本動脈硬化学会
日本呼吸器学会
日本臨床腫瘍学会
日本公衆衛生学会
日本衛生学会
日本歯周病学会
日本有病者歯科医療学会
日本外科学会
日本循環器学会
日本高血圧学会
日本肺癌学会
日本頭頸部癌学会
日本産業衛生学会
日本口腔衛生学会
日本歯科人間ドック学会
日本口腔腫瘍学会

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて
屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書

謹啓

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省が推進している健康日本21（第二次）によれば、わが国の喫煙による死者は毎年約13万人と推算されています[1]。さらに、2016年に厚生労働省が主催した世界禁煙デー記念イベントで配布された国立がん研究センターの資料では、受動喫煙による死者も毎年1万5千人に達することが示されました[2]。2016年9月2日、厚生労働省がまとめた「喫煙の健康影響に関する検討会報告書（通称、タバコ白書）」が公表されましたが、日本人を対象とした疫学研究により受動喫煙の曝露で肺がんの死亡リスクが1.3倍になることが分かり、受動喫煙と肺がんとの関連について、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である」と判定されました[3]。虚血性心疾患および脳卒中についても、受動喫煙との因果関係について同じ判定がなされています。同報告書では、日本の受動喫煙対策を「世界最低レベル」とし、「屋内の100％禁煙化を目指すべきである」と提言しています。タバコによる健康障害により発生する超過医療費、治療にともなう労働力損失、火災や建物の汚損等により発生する経済損失はタバコ税収入をはるかに上回ることも報告書には述べられております。このようなタバコによる健康と経済の損失を減らすために、幅広い分野にわたる多数の医学・歯学学術団体からなる禁煙推進学術ネットワークは、政府、公的機関、公共交通機関に対して禁煙治療の充実と受動喫煙を防止するための環境整備に関する要望書の提出や種々の啓発活動を行って参りました[4,5]。東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対する要望書提出も2014年から毎年行い３回目になります。本年は昨年に引き続いて日本医師会、日本医学会との連名に加え、日本歯科医師会、日本歯科医学会も加わり、あらためてオリンピック・パラリンピック競技大会の関係各位に要望する次第です。

タバコによる健康障害・被害を防止するための国際条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（Framework Convention on Tobacco Control: FCTC）は、2003年、世界保健総会において全会一致で採択され、2005年2月27日に発効しました（わが国は2004年3月に19番目の国家として署名、同年6月に批准）[6]。第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」の履行に関するガイドラインでは、「喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ない」として喫煙室等による空間分煙を認めず、職場や公共交通機関だけでなく、飲食店･宿泊施設等のサービス産業を含む公共的屋内施設（以下、屋内施設）で働く労働者を保護するためにも全面禁煙化を求めています[7]。

また、国際オリンピック委員会（IOC）は、1988年、オリンピック競技大会での禁煙方針を採択したカルガリー大会以降、会場屋内外の禁煙化とともにタバコ産業のスポンサーシップを拒否してきました。2010年7月には世界保健機関（WHO）とIOCは健康的なライフスタイルとタバコ・フリーオリンピックを目指す合意文書に調印しました[8]。その前後から、オリンピック競技大会は会場だけでなく飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とする罰則付き包括的受動喫煙防止法がある国で行われることが慣例となっています。2008年の北京大会は、北京市の条例としてスポーツに関する施設の全面禁煙を実施し、2012年のロンドン大会は屋内の職場（パブやレストランを含む）を全面禁煙とする衛生法の改正（2007年）後に開催されました。ロシアではソチ大会に先立ち「タバコのないソチ憲章」を通過させ、屋内施設を全面禁煙として大会を迎えました（2014年6

月よりロシア全土で施行)。小池都知事が五輪旗を受け取った2016年のリオデジャネイロ大会が開催されたブラジルでは2011年に全土の屋内が禁煙化された状態で大会を迎えました。2018年のピョンチャン冬季大会を控えた韓国も2015年1月よりすべての飲食店を含む公共的な施設が原則全面禁煙となりました。さらに、2022年の北京冬季大会が予定されている北京市でも飲食店を含む屋内を全面禁煙とする条例が2015年6月に施行され、いずれの国・市でも遵守されています。また、オリンピックの開催にかかわらず、2014年までに世界の49ヵ国で飲食店、バー等のサービス産業を含む罰則付き包括的受動喫煙防止法が施行されており（参考１）[9]、屋内が全面禁煙であることは世界の常識となっています。

一方、わが国の受動喫煙防止に関する2003年の健康増進法第25条および2012年の厚生労働省健康局長通知[10]や条例（2010年に神奈川県[11]、2013年に兵庫県[12]で制定）ではいずれも小規模飲食店や居酒屋・バーは単なる努力義務で罰則付きの規制対象にならず（部分的規制）かつ喫煙室（空間分煙）を容認する「分煙可」という考え方です。多額の費用をかけて喫煙室を設置しても完全な受動喫煙の防止は出来ない上に、喫煙を容認した場所における労働者は受動喫煙に曝露されます。最も重要なことは、飲食店やバーを含む罰則付き包括的受動喫煙防止法を制定した欧米のデータによれば心疾患等の発症予防効果が明白ですが、部分的規制では効果が小さいか、みられないことです（参考２）[13]。一方、兵庫県で施行された受動喫煙防止条例の前後３年間で行われた大規模調査研究では、条例が浸透したと思われる神戸市でのみ欧米同様の急性冠症候群（心筋梗塞＋不安定狭心症）の発症予防効果が観察されましたが、調査対象地域全体では認められませんでした[14]。すなわち、わが国においても受動喫煙による健康被害を防止するためには、部分的規制や分煙では効果が期待できないこと、罰則付き包括的受動喫煙防止法・条例が必要であることは明らかです。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、東京都だけでなく北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県にも会場が設置される予定となっており、また、選手団や観光客は会場だけでなく全国の観光名所も訪れます。したがってその成功のためには、国・東京都等の自治体が率先してFCTC第8条に示される国際標準に合致した「飲食店、バー等のサービス産業を含む屋内施設の包括的禁煙法・条例」を制定して、受動喫煙のない国々から来日する選手団や政府関係者、そして多くの観光客を迎えることが必要です。レストランやホテルを含む屋内全面禁煙のきれいな空気で迎えることが海外の選手・関係者・観光客に対する最大の「おもてなし」であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させる最低限の条件であることは言うまでもありません。

ところで、中国から飛来する微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）による越境汚染が社会問題となっていますが、わが国では2009年に$PM_{2.5}$に係る大気環境基準は「１年平均値が15$\mu g/m^3$以下であり、かつ、１日平均値が35$\mu g/m^3$以下であること」と定められています。タバコ煙の粒子径は１μm以下であり典型的な$PM_{2.5}$です。最新式排煙設備を設置したというJR東海道・山陽・九州新幹線のN700系の喫煙室内、デッキと客席の$PM_{2.5}$について、産業医科大学の研究班（研究代表者：大和 浩、禁煙推進学術ネットワーク委員）が測定したデータを添付させていただきます（参考３-①）[15]。タバコ煙が喫煙室からデッキに漏れ、さらに、客室まで汚染していることが判明しました。また、喫煙室内部の$PM_{2.5}$は大気環境基準の約30倍に相当する1000$\mu g/m^3$に達する劣悪な環境でした。このような環境で喫煙することは、喫煙者本人にとっても不利益なことです。同研究班が喫煙可能な飲食店で測定した$PM_{2.5}$も300$\mu g/m^3$を超える劣悪な環境でした（参考３-②）。

貴職におかれましては、非喫煙者を受動喫煙から保護すること、喫煙者の利便性ではなく、公共的な施設で働く従業員の健康保護の観点から、東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに

国際スタンダードに合致したサービス産業を含め、例外なく公共の場所を全面禁煙とする罰則付きの包括的受動喫煙防止法を全国に、そして東京都をはじめとした自治体では条例として、制定されますようお願いする次第です。

謹白

〈 問い合わせ先〉
〒100-0011　東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー18 階
一般社団法人日本循環器学会内　禁煙推進学術ネットワーク事務局
TEL：03-5501-0863　FAX：03-5501-9855　事務局担当：小椋・松平
URL： http://tobacco-control-research-net.jp/

＜引用＞

1) 健康日本 21（第二次）の推進に関する参考資料. P125.
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf
2) 厚生労働省主催「2016 年世界禁煙デー記念イベント」、国立がん研究センターがん統計解析室長 片野田耕太発表資料
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf
3) 厚生労働省. 喫煙の健康影響に関する検討会報告書.
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000135585.pdf
4) 27 学会禁煙推進学術ネットワーク. http://tobacco-control-research-net.jp/
5) 禁煙推進学術ネットワークオフィシャルブックレット. http://www.kinennohi.jp/
6) WHO Framework Convention on Tobacco Control. http://www.who.int/fctc/en/
「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」外務省訳.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf
7) 厚生労働省　たばこ規制枠組条約第２回締約国会議の概要.
http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/jouyaku/071107-1.html
8) WHO Media centre. WHO and the International Olympic Committee sign agreement to improve healthy lifestyles 2010.
http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/ioc_20100721/en/
9) WHO report on the global tobacco epidemic, 2015.
http://www.who.int/tobacco/global_report/2015/en/
10) 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」.
（健発 1029 第 5 号、平成 24 年 10 月 29 日）.
11) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例.
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23021.html
12) 兵庫県 受動喫煙の防止等に関する条例について.
http://web.pref.hyogo.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html
13) Tan CE, Glantz SA. Association between smoke-free legislation and hospitalizations for cardiac, cerebrovascular, and respiratory diseases: a meta-analysis. Circulation 2012; 126: 2177-2183.
14) Sato Y, Minatoguchi S, et al. Results of a prospective study of acute coronary syndrome hospitalization after enactment of a smoking ban in public places in Hyogo prefecture-comparison with Gifu, a prefecture without a public smoking ban. Circ J. 2016 ; 80 : 2528-2532.
15) 厚生労働科学研究費補助金　循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」.
平成 25 年度研究報告書（研究代表者：産業医科大学　大和 浩）.

＜ 参考１＞　主要国の受動喫煙防止法の施行状況

世界保健機関（WHO）「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」のホームページに公開されている国別の受動喫煙防止法の施行状況から作成した一覧表（文献 13 の内容を更新）
（○：国法、州法で屋内の全面禁煙化、△：一部例外あり、×：法律による規制なし）

表1. 主要な先進国の受動喫煙防止法の施行状況（2016年3月時点）

			各種施設						公共交通機関および自家用車				公共的施設							
		規制	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	バブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G8	日本	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	あり		※注1
	イギリス	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし	50£	※注2
	ドイツ	国法・州法	○	○	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		※注3
	カナダ	国法・州法、行政命令 自主協定、条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	^	○	○	○	○	○	^		※注4
	フランス	国法	○	○	○	^	^	^	○	^	○	×	^	^	^	^	^	あり ※注5		
	イタリア	国法	△	○	△	△	△	×	○	○	○	−	△	△	△	△	△	あり ※注5	27.5～275€	
	アメリカ	州法	38州	35州	NA	NA	34州	NA	40州			NA	NA	NA	28州	NA	34州	州による		※注6
	ロシア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし		※注7
G20	オーストラリア	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△ ※注8	○	○	○	○	○		北部準州の罰金 AUD$200～400	
	ブラジル	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり		
	中国	国法	△	○	○	−	△	△	△	−	△	−	△	−	×	×	△			
	インド	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	○	○	○	○	△	あり ※注9	罰金	※注10
	韓国	国法、州法、行政命令 自主協定、その他	○	○	○	○	○	−	○	○	×	×	○	○	△	○	○	あり	罰金 10万ウォン	
	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
	南アフリカ共和国	国法	△	△	∠ ※注11	△	△	○	△	△	○	○ ※注12	△	△	△	△	△	あり	罰金	
	トルコ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	なし	営業停止処分	※注13

※注1 日本の状況は、日本政府よりWHO FCTC に提出された回答に基づく。
※注2 イギリス全土に受動喫煙防止法が適用され、地方官庁により実施されている。2015年より未成年者が同乗する自家用車での喫煙が禁止された。
※注3 ババリア州とザールランド州は州法により屋内完全禁煙。飲食店等のサービス産業などで、隔離された喫煙室の設置が認められている州もある。
※注4 一部の州では、緩和ケアや依存症治療施設、伝統的な施設が居住地である場合などの特殊は状況での喫煙を容認している。
※注5 喫煙室を設ける場合、以下の条件を満たさなくてはならない。
① 天井に届く壁によって四方の境界を画されていること
② 通常閉じており、自動で閉鎖するドアのある入口が設置されていること
③ 上記の規定に合致する適切な標識が掲示されていること
④ 非喫煙者が通行を余儀なくされる空間にあたらないこと
⑤ 喫煙室の強制排気量は収容人数1人当たり毎秒30リットルであること
⑥ 喫煙室は周囲の区画と比較して5パスカルよりも陰圧に維持すること
⑦ 飲食店の場合,営業面積の半分を超えてはならないこと
⑧ 喫煙室から発生する空気は再循環しないこと、など。
※注6 州により対策が異なるため、CDC State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) Systemを用い、2013年第4四半期時点で、完全禁煙の州の数を記載。NAは情報なし。
※注7 2014年の冬季オリンピックのため、ソチで先行的に受動喫煙防止憲章を施行。同年6月、ロシア全土の屋内施設を法律で全面禁煙化。
※注8 子どもを乗せている場合、自家用車内の喫煙は禁止
※注9 空港、30室以上のホテル、30席以上のレストランは喫煙室の設置可
※注10 屋外であっても公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停は禁煙
※注11 個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾は禁煙
※注12 12歳未満の子どもが同乗する自動車は禁煙
※注13 2010年7月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の危機的発作や呼吸器感染症による外来診療件数が20%減少した。

＜参考２＞　法律による屋内禁煙化の範囲と受動喫煙関連疾患による入院数の減少の関係

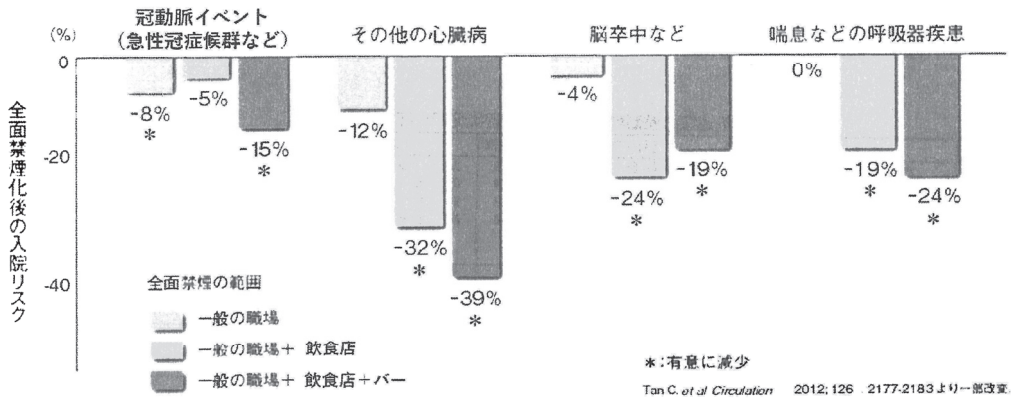

欧米のデータによれば、罰則付き包括的受動喫煙防止法を施行した国・州では、住民の喫煙関連疾患（左から冠動脈イベント、突然死を含むその他の心臓病、脳卒中、呼吸器疾患）による入院数の減少が観察されました。その減少の度合いは、屋内全面禁煙化の適用範囲が広いほど、つまり、一般の職場だけよりも飲食店、さらに、居酒屋・バーを含むほど大きかったことがわかりました。

＜参考３＞　喫煙により発生する微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）

タバコ煙の粒子径は1μm以下の典型的な**微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）**です。2009年、わが国では「$PM_{2.5}$に係る環境基準」が示され、「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」を「1年平均値が15μg/m^{3}以下、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下」としています。さらに、中国等からの越境汚染が社会問題となった2013年2月、環境省は、不要不急の外出等をできるだけ減らす「注意喚起のための暫定的な指針値」を1日平均値で70μg/m^{3}としました。受動喫煙の曝露濃度を、タバコの燃焼によって発生する$PM_{2.5}$で評価する研究を行っている産業医科大学の研究班（研究代表者：大和 浩）のデータを示します。

① JR東海・山陽・九州新幹線N700系車両の喫煙室からのタバコ煙の漏れについて

最新の技術を用いて設置されたN700系新幹線の喫煙室内、デッキ、禁煙の車両内の$PM_{2.5}$の測定を行い、喫煙室からタバコ煙が漏れていることを示しました（測定日2011年7月23日、ほぼ満席状態、4人用の喫煙室のある7号車で行われ、観察中に20本の喫煙。前後の5分は喫煙室のない車両のデッキで測定）。

喫煙室の内部の$PM_{2.5}$の濃度は1000μg/m^{3}に達する劣悪な環境でした。また、縦軸を拡大した下のグラフで示すように、喫煙者が出入りする際には自動ドアが全開となるため、タバコ煙はデッキに漏れ、さらに客席まで拡散し、その濃度は環境基準の35μg/m^{3}をしばしば超え、一時的には外出を自粛する指針値である70μg/m^{3}に達していました。「喫煙室を設置しても受動喫煙を防止することは出来ない」という世界保健機関（WHO）の見解と一致する結果です。新幹線内の$PM_{2.5}$による汚染を解決するには、喫煙室を廃止して全面禁煙とするしか手段はありません。

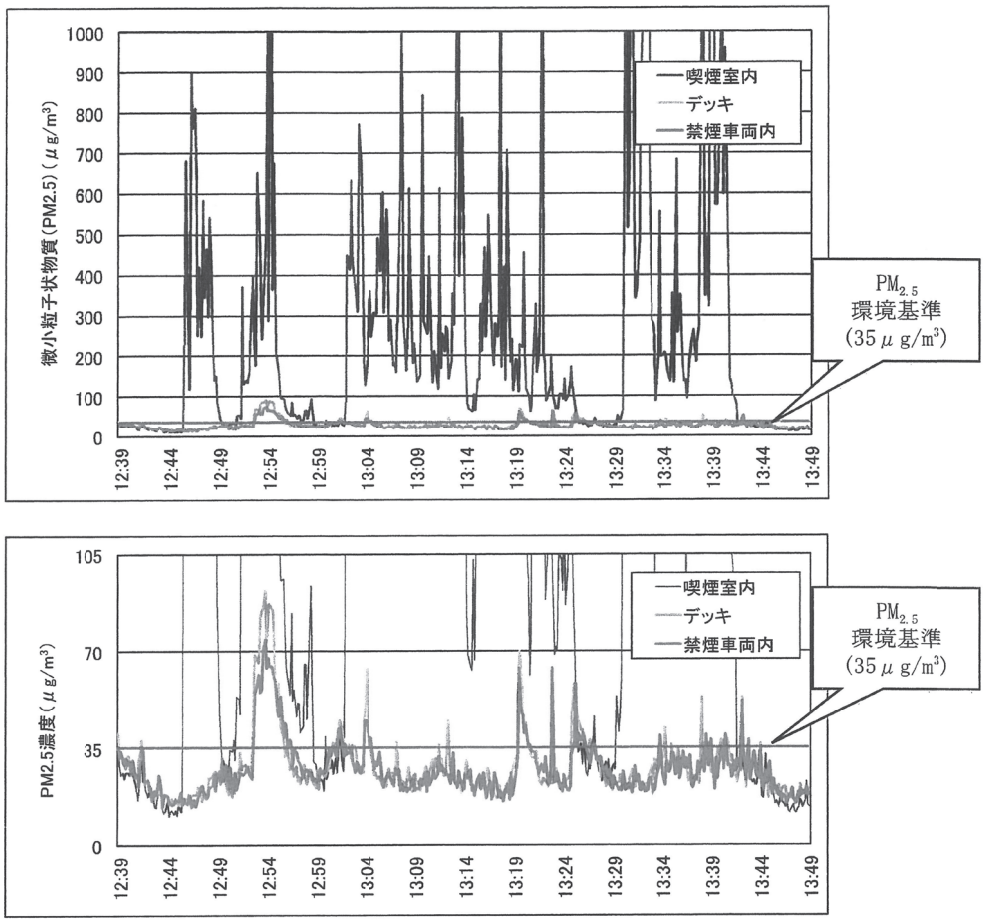

新幹線（N700 系）の喫煙室内、デッキ、最寄りの客席の $PM_{2.5}$ 濃度の測定結果

② わが国における喫煙可の喫茶店内・外での受動喫煙（$PM_{2.5}$）

喫煙が行われている喫茶店で、タバコの燃焼に由来する $PM_{2.5}$ の濃度を測定した結果を示します。測定日は 2009 年 2 月 27 日、測定前 5 分間は店外の測定、店内を 30 分間測定、終了後 5 分再び店外を 5 分間測定したところ、屋外は幹線道路沿いであるにもかかわらず清浄であり、屋内はタバコから発生する $PM_{2.5}$ で高濃度に汚染されていることが認められました。

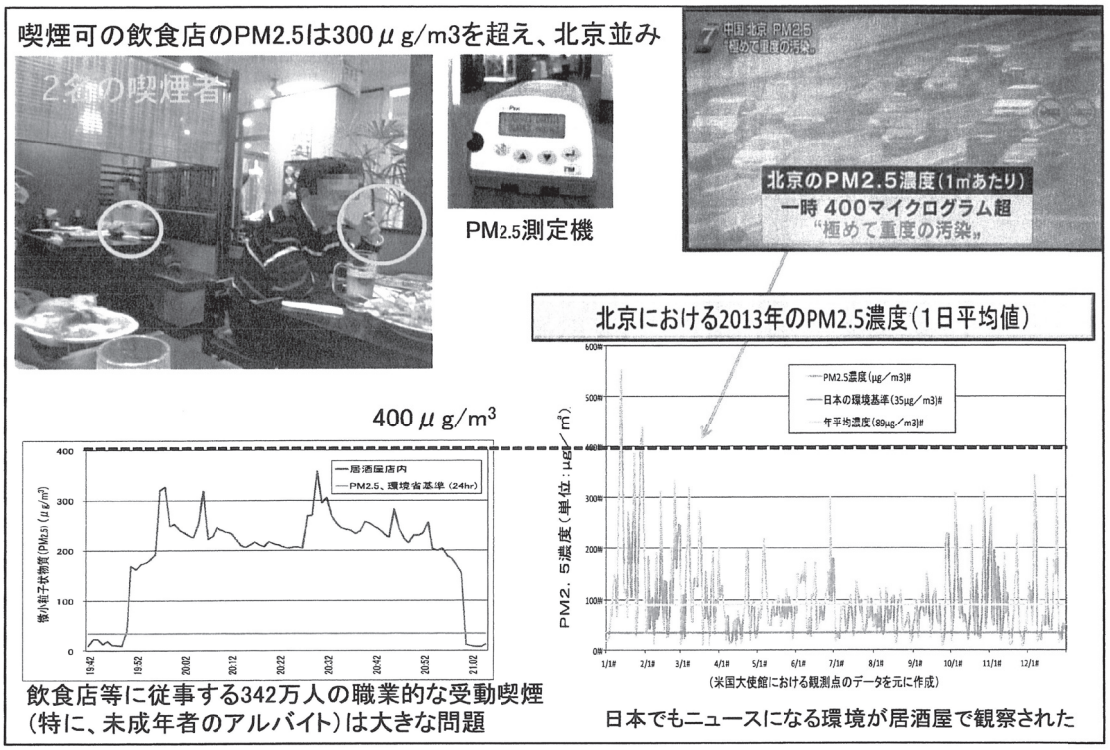

飲食店の利用者は短時間の曝露で済みますが、喫煙可の飲食店等で働く従業員は高い濃度の $PM_{2.5}$ に長時間さらされます。成長段階の大学生や高校生など未成年者がアルバイトとして働く店舗も多くあります。そのような従業員の健康を守るためには、諸外国で実施されている法律・条例による全面禁煙化が必要です。

中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会（中央協議会）の設置について

【開催報告】

第１回中央協議会　平成 28 年 12 月 28 日（水）13：00～14：00
日本医師会館　５階会議室

【構成員】

・公益社団法人　日本医師会 ※　　※発起人会メンバー
・公益社団法人　日本歯科医師会 ※
・公益社団法人　日本薬剤師会 ※
・公益社団法人　日本看護協会 ※
・公益社団法人　日本助産師会
・一般社団法人　日本病院薬剤師会
・公益社団法人　日本診療放射線技師会
・一般社団法人　日本臨床衛生検査技師会
・公益社団法人　日本臨床工学技士会
・一般社団法人　日本病院会 ※
・公益社団法人　全日本病院協会 ※
・一般社団法人　日本医療法人協会 ※
・公益社団法人　日本精神科病院協会 ※
・公益社団法人　全国自治体病院協議会
・一般社団法人　全国医学部長病院長会議 ※
・公益財団法人　日本医療機能評価機構
・独立行政法人　国立病院機構
・独立行政法人　労働者健康安全機構
・独立行政法人　地域医療機能推進機構
・日本赤十字社
・社会福祉法人　恩賜財団済生会
・全国厚生農業協同組合連合会
・国家公務員共済組合連合会
・日本医学会 ※
・日本歯科医学会
・一般社団法人　日本医療薬学会
・一般社団法人　日本看護系学会協議会
・一般社団法人　医療の質・安全学会
・一般社団法人　医療安全全国共同行動

【本日の結果】

上記構成員の互選により決定

○会長	日本医師会	横倉　義武	会長
○副会長（２名）	全日本病院協会	西澤　寛俊	会長
	全国医学部長病院長会議	有賀　徹	委員長